

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

水名

8

AUGUST
1994



特集 原因者不明の
漁場油濁被害救済申請の手引き (その4)

No.454



季節の香

かおり

【珊瑚／サンゴ(宮古島)】

海底の地形は複雑に入り組んでいて、不思議な魅力がある。峡谷が深い闇を作り、洞窟があり砂漠が広がっている。地球の隠された半面を覗くのである。

宮古島の沖にはテーブルサンゴが礁を作り、稚魚に快適な揺り籠を提供している。サンゴ虫は、住環境にうるさくデリケートだから、四季を通して暖かい、栄養に富んだきれいな海水でなければ生育しない。

サンゴはポリプの集合体である。ポリプは数ミリの触手を出してプランクトンを食べる。極小の生き物の懸命に生きている姿はとても感動的だ。ポリプは魚の餌となり死骸の上には新しいポリプが出来る。重なりあって大きくなる。

テーブルサンゴは石サンゴの仲間。堅くて丈夫でカラフルである。

COLUMN

暑さの夏には：
◆夏炬冬扇（かるとうせん）とは unnecessary なものを並べ「役立たず」をいう諺である。最近では冷房病を予防するために真夏にストロープを使い、冬には暖房した空気を効率よく導くために扇風機を利用するなど、夏炬冬扇の意味合いも変化してきたようだ。
◆クーラーから吹き出す冷気を不快に感じるのは、自然の風にホド遠いものだからである。ウチワの風が涼しいのは断続しているから

だ。快い風には呼吸が必要なのである。べったりと肌にまとわりつく人工の冷気は、不愉快になる許りか健康を損ない病いを誘発する元凶ともなっている。
◆夏の百貨店は館内を冷たくすることが、客に対する最大の歓待の積もりであるらしい。店員は冷気に耐える長袖などで防寒しているが、外の日照りに汗を流して入ってきた客は災難である。しばらくは快適だが、やがて寒気を感じて冷風を迷惑に思う。親切の押し売りから風邪を引き込むことになる。

街中のオフィスや商店も同様で軒並みに冷房機がフル回転している。
◆現代人は物質的には恵まれているが、生活全体を加速し過ぎ、ゆとりを失い追われるように慌しく暮らしている。少しの暑さにもイライラして辛抱が出来ず性急に冷気を求める。もっと泰然として自然に向かい、余裕を持って暮らすべきではなからうか。暑さの夏には汗を流し、樹陰に寄って風を待つ。そして猛暑に耐える。それが本来の姿ではないかと…

（遊方子）

拓水 AUGUST CONTENTS

季節の香	2
珊瑚/サンゴ(宮古島)	
ESSAY	4
太陽が一杯 田寺 伸彦	
栽培協会情報	
兵庫県栽培漁業協会からのお知らせ	
特集	5
原因者不明の漁場油濁被害救済申請の手引き その4	
水試ノート	9
大型珪藻コスキノディスクス ワイレシーの生活史について	
インフォメーション	10
平成6年度全国海難防止強調運動 実施計画まとまる	
TOPICS	11
第20回豊漁祈願祭 マダイ・ヒラメなど一万五千尾を放流	
漁海況情報	12
海区漁業調整だより	
栽培漁業センターです	13
普及員だより 神戸生活改善実行グループの新たな出発	
旬の美味しい話	14
小魚と野菜のゆず風味	
兵庫JCC通信	
資産管理事業の事例学ぶ JAのトップ集め研修会 被爆・終戦50周年を来年に控えて 核兵器と戦争のない平和な世界へ 94市民平和行進	
ものしり雑学	15
『蛸・章魚/タコ』	
こちら海ですロケだより	
灘・沼島観光ふるさとの会 五人衆 ～兵庫県・南淡町より～	

今月の表紙

フォトギャラリー

表紙写真
星尾 国弘さん
〈県漁青連会長〉



フォト歳時記

辰鼓櫓のある町(出右にて)
初めて来た町なのに、何んだか懐かしい。数百年の歴史を刻んだ、神話に由縁のある城下町。家並みに江戸期の面影が濃く残り、登城の刻を告げた辰鼓櫓も蒼然とした趣きがある。

昔の生活の場を見学し、城山に登れば夏の陽射しは暑く、トンボが数匹遊んでいるのみ。崩れた石垣に兵の夢の跡。若い人に混じって旅を愉しむ老夫婦の姿あり。演出された古色の中に、軒低い商店から今にも時の現れそうな空気が漂う。名物の皿ソバに舌鼓を打つ。

表紙写真募集

アマチュアの方で、ご自慢の写真がございましたら、左のように明記して、お送り下さい。写真は必ずご返却いたします。①写真撮影場所②氏名(フリガナ)③郵便番号・住所④自宅電話番号(市外局番号も)⑤年齢・職業
送り先

〒六五二 神戸市兵庫区中之島二丁目
二一 県立水産会館
兵庫県漁業協同組合連合会
指導部指導課「拓水」係宛

太陽が一杯

財団法人 兵庫県栽培漁業協会

専務理事 田 寺 伸 彦

十五隻が集結し、「しらね」を一番艦とした単縦陣を組み整然と航行する様子を世間一般に見せる事らしい。この海上パレードは実にスマートにして威風堂々、素晴らしい見事なものであった。真近を走る巨鯨の様な涙滴型潜水艦に目をみはった。しかし、赤城・加賀・飛竜・蒼竜・瑞鶴・翔鶴などと、その昔馴染んだ空母の姿は残念ながら無い。海上自衛隊は空母の一隻や二隻持てば良いのに、と思う。

突然のように、小松島航空基地発進の対潜哨戒機二機が、物凄い爆音を響かせて超低空で艦上を飛び去った。私はその衝撃に四十九年前の夏、北千島幌筵海峡でアリウウシャンからのノースアメリカン二機に急降下爆撃を掛けられた時を、まざまざと思い出していた。遠いようで近いような太平洋戦争の、敗戦の日がまた巡って来ると思った。

去る七月三十一日たまたまの機会を得て、私は海上自衛隊呉地方隊創立四十周年記念行事の訓練展示(要するに観艦式を興味深く見学した。私が乗せてもらった「しらね」は排水量五千二百トン、ミサイルや魚雷だけではなく、対潜ヘリコプター三機を積み海上自衛隊自慢の大型護衛艦である。「しらね」は昔の海軍と同じように、勇ましく出港用意のラップを吹き、乗組総員がそれぞれの配置について、定刻に阪神基地の岸壁を離れた。

この日の訓練展示というのは、神戸大阪・和歌山・小松島などに待機する艦艇と航空機が随時発進し、正午丁度に淡路島由良沖の指定位置に全艦艇の

真夏の太陽が一杯の大阪湾を、編隊航行しながら艦砲(空砲)射撃をしたり、ミサイル発射用意を発令したり、救難飛行艇が至近距離で着水したりと色々なイベントがあったが、中でもベア・トラップと称する、対潜ヘリ着艦の仕掛けが私には驚きであった。高速航行中の「しらね」後部飛行甲板直上辺りでホバリングするヘリから、錘をつけた細索がスルスルと蜘蛛の糸のように降りて来る。と見る間に甲板下に隠れていた忍者さながらの整備員二名によって糸はたちまち確保され、この糸を甲板下から現れたワイヤーに繋ぐ。と、ワイヤーは逆にヘリに引き揚げられ固定されている。これでヘリは艦に係留された事になるのだが、次の瞬間ワイヤーは甲板下のウインチに巻かれ、あたかもゴム風船を手元に引き寄せる様に、ヘリは苦もなく所定の位置に着艦するのである。一瞬の出来事のような、

手練の早業であった。

固定された内火艇の日陰に艦内から持ち出した毛布を敷き、船酔いでもないのに、大の字に専ら寝ている平和な若い二人がいた。冷房の効いたホテルにでも行けば、と言いたくなる。艦船の階段(鉄梯子)は殆どが垂直に近く、しかも一方通行になっているから、一般の者には一寸困る代物である。階段途中で昇り降りが衝突し、小競り合いの場面があった。ミニスカートの下に、中年男のニヤニヤ顔があったりして、微笑ましくもあった。対潜ヘリの性能を丁寧に教えてくれた乗組士官が最後に小声で「こいつ一機四十億もするんです。税金を無駄には使えせんわ」と付け加えた。私は彼に、第一線の者はそんな事考えんでも宜しい、強い海軍になる為に頑張ってください、と言った。

訓練を終了した「護衛艦しらね」は未だ西陽の暑い時刻の午後三時、出発点に着岸した。ヘリ格納庫に何故か陸上自衛隊中部方面軍の音楽隊が陣取って、華やかにフィナーレの演奏を始めていた。曲は何と私にも聞き覚えのあるビートルズのイエスタデーである。「昨日の悲しい事なんか忘れて、明日を頑張りましょうや」と言うメッセージでもあろうか、私は同じやるなら派手に軍艦マーチでもやれば、と思っていた。

退艦の際、舷門で衛兵司令や衛兵の敬礼に釣られて、止せば良いのについて私も五十年前に貰われた敬礼を返したものだ。そして私は何だかんだ言っても、外敵の侵攻から日本を守ってくれるのはやはり彼等若い自衛隊だと考えながら、JR摂津本山駅までの暑い道を汗にまみれて歩いて行った。

栽培協会情報

兵庫県栽培漁業協会からのお知らせ

県営但馬栽培漁業センターの竣工開所は、既に皆さん方ご承知の通りですが、このセンターも二見の栽培センター同様に、栽培協会が県の委託を受けて管理運営しております。総員十一名(所長一名・職員四名・県派遣職員二名・臨職員四名)です。開所後半年足らずの状態で、目下の処は種苗生産と言うよりも、機械設備の習熟運転と補足整備に力を入れております。それでも今年のマダイ種苗五十万尾生産と中間育成を順調に終え、八月十八日には但馬海域の適地に放流する予定であります。またサザエ・アワビの種苗生産は秋採卵を計画しております。

津名事業場では約八百万尾のクルマエビ種苗生産を終わりましたが、囲い網による中間育成を計画しております。コンクリート水槽で人工生産されたエビの歩脚には障害が多いので、放流まではその脚を健全な形に直しておく事が生残上特に重要であるように思われますので、協会では二・三米の浅海に百米程度の囲網を使って、歩脚再生の育成試験を考えております。

過去数年、毎年ガザミの種苗生産はカビ菌の一種に悩まされ続けており、今年駄目なら残念ながらガザミ撤退を考えたり致しました。ところが今年は苛性ソーダを利用する事により、生産尾数C1約五百万と非常に良い成果が挙げられ、一同喜んで安心したりしております。

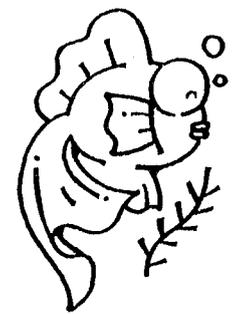
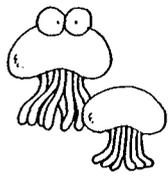
特集

財団法人 漁場油濁被害救済基金

原因者不明の 漁場油濁被害救済 申請の手引き(その4)

明細表及び明細表 作成上の注意事項

- 1 漁業被害の状況
 - (1) 油濁の状況
 - (2) 発見時(日時、分布図、潮流、風向等)
 - (3) 経過(日別の油の動きと被害の発生状況)
 - (4) 被害漁業の漁場図
(区画漁業権漁業の場合には、個人別行使図を添付し、被害区域、規模を記入する)
 - (5) 復旧までにとった措置
(海上保安部・警等への通報、対策打合会議、対策事項、組合員への指示等)
 - (6) 原因者究明の状況
(海上保安部・署における原因者究明の捜査結果等)
- 2 注 おおむね上記の順序、内容により詳細に被害の状況を記述すること。



II 生産物の被害

1. 浅海養殖業(のり養殖業を除く)の被害

(1) 生産物の廃棄

漁業種類	従事組合員数	被害組合員数	被害数量	通常単価	単位当たり見込生産必要経費	被害額	備考
	人	人		円	円	円	
計							

(2) 品質の低下

漁業種類	従事組合員数	被害組合員数	被害数量	通常単価	被害物単価	被害額	備考
	人	人		円	円	円	
計							

③ 乾のり廃棄による被害

従事組合員数	被害組合員数	乾のり廃棄数量	乾のり1枚当たり		被害額	備考
			通常単価	見込生産必要経費		
人	人	枚	円	円	円	
計						

(2) 品質の低下

被害組合員数	養殖種類	被害養殖種類	被害乾のり枚数	乾のり1枚当たり通常単価	乾のり1枚当たり見込生産必要経費	被害額	備考
人			枚	円	円	円	
計							

(3) 緊急処分による減収

被害組合員数	養殖種類	被害養殖種類	無被害漁場の被害期間1種当たり生産枚数		当該漁場の被害期間1種当たり見込生産枚数		被害期間の生産枚数	乾のり1枚当たり		被害額	備考
			最近3年平均	当該年	最近3年平均	当該年		通常単価	見込生産必要経費		
人	人	種	枚	枚	枚	枚	枚	円	円	円	
被害額合計			(1)=(3)+(4)	(2)	(3)						

注 ① 最近3年とは、最近5年間のうち最高最低の年を除いた3年間とする。
 ② 被害期間の生産枚数は、共販ごとの出荷枚数の合計とする。
 ③ 被害期間は、被害発生日からの育成が被害発生時の状況に復するまでの期間又は養殖終了までの期間とする。
 ④ 乾のり1枚当たりの通常単価は、当該漁場又は近傍類似漁場で被害発生時に汚染されなかったもの(「無被害漁場」という。)の平均共販価格を基準とする。
 ⑤ 生のり廃棄数量は、検採廃棄した重量(kg)を計上すること。(計量は十分水切りした後、その重量を測定すること。)
 ⑥ 乾のり換算枚数は、検採廃棄した生のり4kg当たり乾のり100枚が製品化できるものとして算出すること。
 ⑦ 乾のり換算枚数は、製品化した乾のりに油の混入(油臭)が確認された枚数を計上すること。
 ⑧ 乾のり廃棄による被害の場合、乾のり1枚当たりの見込生産必要経費は、販売しなかったことにより必要でなくなった販売手数料を算出すること。
 ⑨ 緊急処分とは、油濁被害の恐れがある場合で、早期に生産出荷をすることをいう。
 ⑩ この表の作成に使用した算出基礎等資料を添付すること。

(3) 緊急処分による減収

漁業種類	従事組合員数	被害組合員数	被害数量	通常単価	被害物単価	単位当たり見込生産必要経費	被害額	備考
	人	人		円	円	円	円	
計								

被害額合計	(1)+(2)+(3)
-------	-------------

注 ① 被害数量が不明の場合は、(当該年に規模修正された最近3年間の生産実績による年別平均生産数量-当該年の既採生産数量)により算出すること。
 ② 通常単価とは、養殖終了時に通常販売される単価をいう(当該漁場又は近傍類似漁場で汚染されなかったものの販売価格を基準とする)。
 ③ 被害発生時において通常単価が不明の場合は、最近3年間の平均価格で計算し、養殖終了後、通常単価が判別したとき修正すること。
 ④ 被害を受けた養殖物に替え、同種養殖物を補填したときの被害額は、当該養殖物の購入価格とすること。
 ⑤ 数量の単位は、わかめ、こんぶ等はkg、真珠、はたて貝は貝の個数、かきは仔着殻の数とすること。
 ⑥ 緊急処分とは油濁被害の恐れがある場合で、早期に出荷することを含む。
 ⑦ この表の作成に使用した算出基礎等資料を添付すること。

2. のり養殖業の被害

(1) 生産物の廃棄

① のり網撤去による被害

従事組合員数	被害組合員数	養殖種類	被害養殖種類	無被害漁場の被害期間1種当たり生産枚数		当該漁場の被害期間1種当たり見込生産枚数		被害期間の生産枚数	乾のり1枚当たり		被害額	備考
				最近3年平均	当該年	最近3年平均	当該年		通常単価	見込生産必要経費		
人	人	種	種	枚	枚	枚	枚	枚	円	円	円	
被害額合計				(1)=(3)+(4)	(2)	(3)						

② 生のり廃棄による被害

従事組合員数	被害組合員数	養殖種類	被害養殖種類	生のり廃棄数量	乾のり換算枚数	乾のり1枚当たり通常単価	乾のり1枚当たり見込生産必要経費	被害額	備考
人	人	種	種	kg	枚	円	円	円	
被害額合計									

IV 漁船漁業、採貝・採藻等漁業の体漁被害

漁業種類	従事組合員数	被害組合員数	被害期間	被害数量				被害額 ⑥×⑦×⑧×⑨	備考
				1日当たりの被害数量 ④	被害発生前1週間の平均単価 ⑤	1日当たりの見込生産必要経費 ⑦	体漁日数 ⑧		
	人	人		kg	円	円	日	円	
計									

- 注 ① 体漁日数は時化等によって、通常の操業ができなかった日数は除くこと。
- ② 漁業種類の欄は引網漁業、採貝漁業等の別に記入し、備考欄に漁獲対象の魚種名を記入すること。
- ③ 1日当たりの被害数量は（被害発生前1週間の実操業日の1日平均漁獲量、又は最近3年間の実績による同期間1日平均漁獲量）を基準とすること。
- ④ 被害発生前1週間の平均単価は、実操業日の1日平均単価（全魚種平均）又は、近傍類似漁場で汚染されなかったものの販売価格を基準とすること。
- ⑤ この表の作成に使用した算出基礎資料を添付すること。

V 漁業種類及び漁場の変更による被害

漁業種類	従事組合員数	被害組合員数	被害期間	被害期間の見込生産金額		変更後の生産必要経費		被害額 ④-⑤-⑥-⑦	変更後の内容	備考
				金額	必要経費	金額	必要経費			
				④	⑤	⑥	⑦			
	人	人		円	円	円	円	円		
計										

- 注 ① 被害期間は被害発生後により、変更して操業をはじめた日から変更前の漁業の廃業が可能になった日までとすること。
- ② 被害期間の見込生産金額は、最近3年間の実績による当該期間の年間平均生産金額とすること。
- ③ 漁業種類の欄は引網漁業、採貝漁業等の別に記入し、変更後の内容は変更した漁業種類及び漁場の位置等を記入すること。
- ④ この表の作成に使用した算出基礎資料を添付すること。

3. 漁船漁業、採貝・採藻等漁業の被害

漁業種類	従事組合員数	被害組合員数	生産物の廃棄			品質の低下又は緊急処分による減収			合計 ⑩+⑪	備考
			被害数量 ④	被害発生前1週間の平均単価 ⑤	被害額 ④×⑤	被害数量 ⑥	被害発生前1週間の平均単価 ⑦	被害額 ⑥×⑦		
	人	人	kg	円	円	kg	円	円	円	
計										

- 注 ① 漁業種類の欄は引網漁業、採貝漁業等の別に記入し、備考欄に漁獲対象の魚種名を記入すること。
- ② 被害発生前1週間の平均単価は、実操業日の1日平均単価（全魚種平均）又は、近傍類似漁場で汚染されなかったものの販売価格を基準とすること。
- ③ いずれにおいても、漁業者が専業中のものの被害も含む。
- ④ この表の作成に使用した算出基礎資料を添付すること。

III 漁船・漁具・養殖施設の被害

漁船・漁具 養殖施設の名	従事組合員数	被害組合員数	汚染直前の価格			汚染被害額			修理に要した金額	合計	備考
			取得価格	減価償却	残存価格	全損	分損	計			
	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
計											

- 注 ① 漁船、漁具、養殖施設の名前は、具体的に記入すること。
- ② 汚染被害額の算出に当たっては残存価格を基準とすること。
- ③ 修理に要した経費の額は、汚染直前の価格の範囲内とすること。
- ④ この表の作成に使用した算出基礎資料を添付すること。

I 漁業被害の状況

漁業被害の状況について、以下の事項に触れ油濁被害の全貌が明らかにできるように具体的に記述し、また図面を添付する。

1 油濁の状況

油濁発見時の状況（日時、分布図、潮流、風向等）、経過（日別の油の動きと被害の発生状況）等を詳しく記述する。

2 被害漁業の漁場図

被害を受けた漁業の通常の漁場図に被害箇所を明示する。
区画漁業権漁業の場合には、このほか個人別行使図も添付し、被害区域、規模を図中に記入する。
復旧までにとった措置

3 原因者究明の状況

海上保安部・署における原因者究明の捜査結果等についての状況を記述する。

4 原因者究明の状況

原因者究明の状況

II 生産物の被害

1 浅海養殖業（のり養殖業を除く）の被害

(1) 生産物の廃棄による被害
(被害額算定式)
被害数量×(通常単価-単位当たり見込生産必要経費)

ア、生産物の廃棄とは、養殖中に汚染されて死滅又は油臭物となったため廃棄処分した場合のことをいう。
イ、被害数量は、原則として確認された数量とする。この場合、魚、貝類等は個数の把握ができるが、わかめ、こんぶ等は出荷

直前であれば刈り取り廃棄処分した数量とする。しかし、まだ成育段階で数量の把握ができない時は、得べかりし収益の被害が対象となるので、最終的な生産見込を最近3年間の生産実績を基準にして算定し、被害数量とすることとなる。ただし、汚染前にすでに病気等により死滅、くされ等が発生している場合はこれを除外し、明らかに油濁被害である数量に限る。
なお、貝類の養殖の場合で汚染前に生存した数量の確認ができないときは、推定被害数量から通常歩減りを差し引く必要がある。
ウ、通常単価は、当該漁場での生産物で汚染されず養殖終了時に通常の販売がされたものの平均単価であるが、当該漁場全体が被害をうけ販売価格が不明なときは、近傍類似漁場での生産物の販売価格を基準として判断する（以下、通常単価の意義は、のり養殖業の場合を除き同様とする）。この場合、被害発生が生産物の成育段階にある時は、通常単価がまだわからないので、最近3年間の実績をみてその平均価格を基準に算出していちおうの申請を行い、漁期終了後通常単価が判明した時点で価格の修正を行う。
エ、被害数量に通常単価を乗ずると被害額となるが、それは漁期終了時点での得べかりし収益となるので、被害をうけた後養殖に従事しなかったことにより必要でなくなった経費（変動経費）として、見込生産必要経費（以下見込生産必要経費の意義は、

この場合に準ずるものとする。)を差し引く必要がある。

したがって、被害額は、被害数量に通常単価から単位当たり見込生産必要経費を差し引いた価格を乗じて得た額となる。

オ、被害漁業者等が、防除・清掃事業に従事した場合は、漁業被害額のうち労賃相当額の一定割合を差し引いたものが救済額となる。(以下同様とする)。

カ、被害を受けた養殖はまち等を廃棄処分して、同等の稚魚を補てんした場合には、その部分については稚魚の購入価格を被害額とする。

ただし、通常の計算方法による被害額と同額又はそれはそれよりも低い金額になる場合に限る。

(2) 品質の低下による減収

(被害額算式) 被害数量×

(通常単価-被害物単価)

品質の低下とは、廃棄までには至らず一応生産されたものの、緊急避難したことにより成育が悪化し、又は漁場油濁の防除清掃に時間を要して収穫時期が遅れたために品質の低下を生じ、通常の生産の場合より価格が安く減収となったような場合であり、被害数量に通常単価から品質の低下したものの販売単価を差し引いた価格を乗じて算出する。この場合単なる風評による価格の低下、出荷調整のための廃棄又は数量的な減少等は含まない。

(3) 緊急処分による減収

(被害額算式) 被害数量×

(通常単価-被害物単価-単位当たり見込生産必要経費)

緊急処分とは、汚染の恐れがあ

る場合に被害を避けて早期に処分することを用いる。被害額は、被害数量に通常単価から被害物の単価と単位当たりの見込生産必要経費を差し引いた価格を乗じて算出する。

この場合、早期処分のため被害数量(重量)が減少することが考えられるが、この場合は最近3年間又は近傍類似漁場での生産実績を基準にして被害数量を修正することができる。

2 のり養殖業の被害

(1) 生産物の廃棄による被害

① のり網撤去による被害

(被害額算式) 被害期間の見込生産枚数×(通常単価-被害期間の単位当たり見込生産必要経費)

ア、生産物の廃棄による被害額は、のり養殖中に漁場が汚染され、生産できなかつた期間の得べかりし利益により算出する。

イ、被害期間は、油の流入によつて漁業被害が発生した日から漁場が復旧し、のりの成育が被害発生時の状況に復する日までとする。

ただし、油濁発生日が通常養殖開始日以前の場合には養殖開始日からとし、漁場復旧が通常養殖終了日後となつた場合は当該終了日までとする。通常養殖開始日及び養殖終了日は、近傍類似漁場の状況を見て決定する。

ウ、被害期間の見込生産枚数は、被害棚数に当該年の被害期間の一棚当たり生産見込枚数を乗じて計算する。一棚当たり見込生産枚数は、原則として

当該漁場の最近五年間のうち最高最低の年を除いた三年間の実績を基準にした枚数とするのが、のり養殖は気象上の条件等により影響されやすく変動が激しいので、被害期間の漁模様を勘案して次式によって算出する。

当該漁場の被害期間に相当する最近三年間平均生産枚数×無被害漁場の被害期間中の当該年生産枚数/無被害漁場の被害期間中の最近三年間平均生産枚数

(無被害漁場とは当該漁場又は近傍類似漁場で被害発生時に汚染されなかつた漁場をいう。以下、のり養殖業の被害期間の見込生産枚数の意義は、この場合と同様とする)。

エ、通常単価は、被害期間中に無被害漁場で生産された乾のり一枚当たりの共販価格の平均を基準とする(以下、のり養殖業の通常単価の意義は、この場合と同様とする)。

オ、本張り前の種網が被害を受けた場合は、上記算式による被害額のかわりに新たに種網を補てんするときの購入価格又は種網作成原価等を用いるものとする。

カ、被害漁業者等が防除・清掃事業に従事した場合は、漁業被害額のうち労賃相当額の一定割合を差し引いたものが救済額となる。

② 生のりの廃棄による被害

(被害額算式)

乾のり換算枚数×(通常単価-見込生産必要経費)

ア、生のり廃棄による被害額は、

養殖中に漁場が汚染され摘採・廃棄した生のり(kg)を乾のりに換算(生のり四kg当たり乾のり百枚製品化したものとして算出)算出する。

③ 乾のりの廃棄による被害

(被害額算式)

乾のり廃棄数量×(通常単価-見込生産必要経費)

ア、乾のり廃棄による被害額は、製品化した乾のりに油の混入(油臭)が確認されたため廃棄した実枚数により算出する。

イ、見込生産必要経費は、既に製品化されているため販売手数料のみとする。

(2) 品質の低下による減収

(被害額算式) 被害枚数×

(通常単価-被害物単価)

漁場油濁によつて、のりの品質が低下し価格が低落したものを補てんする。この場合、風評による価格低落、通常生ずる品質低下等は対象としない。また、次の要件を満たすものとする。

ア、油濁被害の事実関係が明瞭であること。

イ、油濁被害の影響を受けたのり原藻により製品化された乾のりであつて、かつ、その数量が把握できること。

ウ、価格が著しく低落していること。

(3) 緊急処分による減収

(被害額算式)

見込生産枚数×(被害期間の見込生産枚数)×(通常単価-被害期間の単位当たり見込生産必要経費)

ア、緊急処分によつて生産枚数が

減少し、収入減となった分を補てんする。

イ、被害数量は、被害期間の見込生産枚数から同期間中に実際に生産された枚数を差し引いて算出し、その枚数に通常単価から被害期間の単位当たりの見込生産必要経費を差し引いた額を乗じて被害額を算出する。「被害期間の単位当たり見込生産必要経費」とは、被害期間中に通常支出される経費のうち緊急処分によって以後支出されなかった額を、緊急処分によって減少した枚数で除したものである。

3 漁船漁業（定置網等を含む）、採貝、採藻漁業（水産動物の採捕を含む）の被害

(1) 生産物の廃棄による被害

（被害額算式） 被害数量×被害発生日前一週間の平均単価
ア、生産物の廃棄とは、漁獲したものが汚染されたため廃棄処分することをいう。採貝・採藻漁業のように収穫前に死滅した場合及び油臭のため収穫しないような場合は、IVの休漁被害として扱われる。

イ、したがって被害数量は、漁獲したものが油濁による被害を受けたため廃棄するものの数量である。

ウ、被害額は、被害発生日前一週間の漁獲物の全魚種の平均単価に被害数量を乗じて算出する。

被害発生日前一週間の平均単価が不明の場合は、近傍類似の漁場で汚染されなかったものの平均単価を用いるものとする。なお、平均単価を全魚種の平均としたのは、漁獲される魚種の数量割合が一定でなくその都度価格に変動があるので、平均化する

ることとしたものである（以下、被害発生日前一週間の平均単価の意義は、この場合と同様とする）。

(2) 品質の低下又は緊急処分による減収

（被害額算式） 被害数量×被害発生日前一週間の平均単価－被害物単価

ア、蓄養中の活魚の汚染、採貝・採藻漁業の対象物の汚染等によって価格が低落した場合又は汚染を防ぐためにこれらを緊急処分した場合の収入減を対象とする。

III 漁船、漁具、養殖施設の被害

1 取得価格から減価償却を差し引いた残存価格、すなわち汚染直前の価格を算出し、その価格をもとに全損、分損など被害状況に応じた割合により被害額を算出する。

修理、洗浄（洗浄に要した経費は、防除・清掃事業費に計上する。）等により再使用が可能になる場合は、残存価格の被害額に代えて、修理等に要した費用を被害額とする（ただし、修理等に要する経費が残存価格を下回る場合に限る）。なお、漁船保険等によって保険金等が支払われるような場合は、その分については被害額から差し引くものとする。

2 定置網漁具の残存価格は、次の基準により算出し、その価格をもとに全損、分損など被害状況に応じた割合により被害額を算出する。

（残存価格の算式）
残存価格＝取得価格×消耗割合

（使用期間ごとの減耗割合）

使用期間	減耗割合	使用期間	減耗割合
未使用	100/100	21カ月以上 30カ月未満	50/100
3カ月未満	90/100	30カ月以上 42カ月未満	40/100
3カ月以上 6カ月未満	80/100	42カ月以上 54カ月未満	25/100
6カ月以上 12カ月未満	70/100	54カ月以上	10/100
12カ月以上 21カ月未満	60/100		

(注) 使用期間は実際に使用した月数で整理する。
① 減耗割合とは、油濁被害発生時に法定耐用年数に代えて、対象となる漁具の現在までの使用期間中の減価部分を控除するために使用する率である。
② 本表の減耗割合は、網のみでなく浮子、沈子、ロープ等消耗品以外の附属漁具（償却資産に該当するものに限る。）を含めて適用する。
③ 「取得価格」は、再調達価格ではなく当初の取得価格とする。ただし、償却途中における大規模修繕分であって、その修繕により、使用能力を高める効果が長期にわたるものであると認められるときは、同修繕費を取得価格に上乗せすることができる。

IV 漁船漁業（定置網等を含む）、採貝・採藻漁業（水産動物の採捕を含む）の休漁被害

（被害額算式）（一日当たりの被害額）一日当たりの見込生産必要経費

1 休漁とは、漁場の油濁、資源の汚染又は死滅等により、操業ができなくなった場合をいい、荒天のため出漁できず休漁したような場合は含まない。

2 被害額は、一日当たりの平均生産金額から漁場油濁で出漁しなかったことにより不要となった経費を差し引いた額に休漁した日数を乗じて算出する。この場合、一日当たりの被害額は被害発生日前一週間中において出漁した日の一日当たり平均漁獲量に被害発生日前一週間の平均単価を乗じて算出する。被害発生日前一週間に出漁の実績がない等漁獲量及び平均単価が不明の時は、最近三年間の同時期における実績を基準

とする。

V 漁業種類及び漁場の変更による被害

（被害額算式）（被害期間の見込生産金額－同期間の見込生産必要経費）

1 漁場が汚染されたり漁具等が被害を受けたため、当該漁業を継続することができずやむを得ず漁業種類や漁場を変更した場合は、被害期間中に当該漁業を操業した場合の見込所得と、変更後の所得の差額を被害額とする。

2 被害期間は漁業種類や漁場を変更して操業を開始した日から、漁場油濁が解消して操業が可能となった日までの期間とする。

3 見込生産金額は、被害期間に相当する最近3年間の平均生産金額を基準とする。

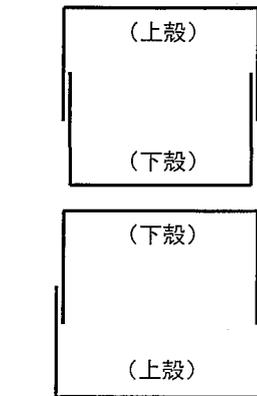
4 漁業種類や漁場の変更による被害は、社会通念的にその正当性が明らかでない場合に限り補てんの対象とする。

以上漁業被害について、各項目ごとに説明したが、各表の欄外にある注書きに注意して作成し、また、表の作成に当たり使用した算出基礎等の資料を併せて添付し客観性のあるものにする必要がある。

この手引きは、(財)漁場油濁被害救済基金が平成五年三月に発刊したもので、内容が漁業者の参考になる事項が多いので、同基金の承諾を得て本紙に連載しております。
次回は防除・清掃事業明細表作成上の注意事項などをご紹介いたします。

大型珪藻コスキノデイスカス ワイレシーの生活史について

昭和二十年代後半からの北部臨海域からの工業地帯化、人工集中化に伴い、播磨灘には工業排水、生活排水等が大量に流入し、富栄養化が著しく進行しました。この富栄養化はノリ養殖のための好漁場を形成させ、播磨灘は日本有数の養殖ノリの産地となりました。しかし、近年、播磨灘では、低水温期に大型珪藻コスキノデイスカス（ワイレシー）(第一図、以下、ワイレシーと称する)が大量発生するようになり、この珪藻類による栄養分の取り込みのため、灘全域で栄養物質の濃度が著しく低下する現象がみられるようになりました。この栄養物質濃度の低下現象はノリ養殖の最盛期と一致しており、このため養殖ノリの色落ち等の品質低下が生じています。イギリス海峡西部でもワイレシーの大量発生が報告されており、本種が増殖時に分泌する粘着物質が漁網に堅固に付着するため網が破れ、

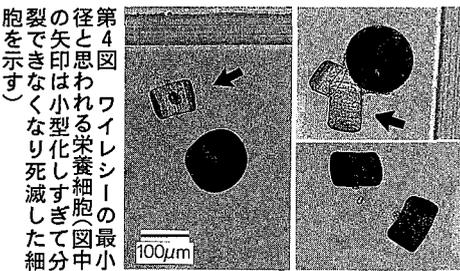


第1図 ワイレシーの栄養細胞

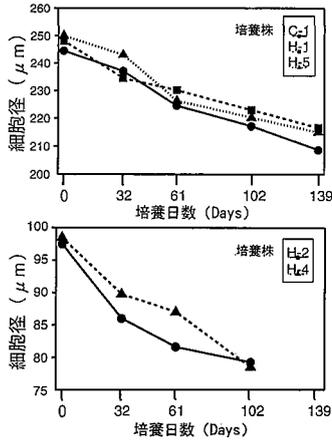
底曳網漁業などで被害が生じています。また、本種が大量発生した後、粘着物質により小さなゴミ(微小生物の死骸など)や他の小型植物プランクトンを吸着しながら、海底に速やかに沈降するため、高透明度現象の原因になることが知られています。このようにワイレシーの出現は、主に冬季の播磨灘の漁場環境や物質循環に大きな影響を与えているといえます。しかし、ワイレシーに関しては、大量発生期以外の夏場の生態や、種の役割を果たす休眠生活期の細胞の有無など、その生活史は依然として不明な点が多いです。よって、大量発生メカニズムを理解していく上で、生活史の解明は大きな課題といえます。

今回は、ワイレシーを室内で培養し、実験や観察により明らかとなった生活史の一部を紹介します。その前に、ワイレシーが属する珪藻類の生活史について説明します。珪藻類は、細胞の周りが珪酸質でできた被殻で覆われています。細胞の中身が二つの殻で囲まれており、ちょうど弁当箱の様な形をしています(第二図)。古い殻の内側に新しい殻が形成さ

第2図 珪藻類の殻の模式図



第4図 ワイレシーの最小径と思われる栄養細胞(図中の矢印は小型化しすぎて分裂できなくなり死滅した細胞を示す)

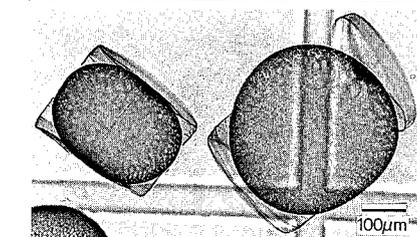


第3図 継代培養によるワイレシー栄養細胞の大きさの変化(温度10℃、照度4キロルクス、暗周期8時間明:16時間暗)

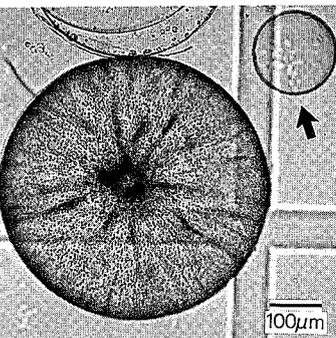
れるため、細胞が二分裂によって増えるごとに、細胞の大きさが減少していきま

す。しかし、あまりに小さくなりすぎると死んでしまいます。このため、珪藻類は減少した大きさを回復させなければなりません。大ききの回復は増大胞子という特殊な球状の細胞を形成することにより行われます。大ききの回復の後、再び二分裂により小さくなりながら、どんどん増えていくのです。

ワイレシーを室内において温度10℃、照度四キロルクス、明暗周期八時間明:十六時間暗の条件下で培養しました。約一ヶ月毎の植え継ぎ時に、細胞の直径を測定し、ワイレシーの細胞の大きさが分裂によりどの程度減少するのかを調べました。その結果を第三図に示しました。

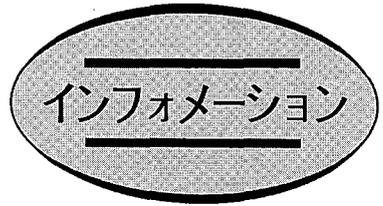


第5図 ワイレシーの増大胞子形成



第6図 ワイレシーの大きさの回復(図中の矢印は元の細胞のぬけ殻を示す)

培養した全てのワイレシー(五株)は一ヶ月に六、七µm(1µmは1ミリの千分の一)の割合で大きさを減少させることが判りました。しかし、ワイレシーは大きさが約七十µmにまで減少した時にそれ以上分裂できなくなり、死んでしまいました(第三図の下図)。第四図には、小型化しすぎて分裂できなくなった細胞(右下の図)や殻から中身が出て死んだ細胞(矢印)を示しています。よって、ワイレシーは約七十µmになるまでに大きさを回復しなければなりません。第五図にワイレシーの増大胞子を示しました。最初に、細胞の中身が殻から分離し球状に膨張を始めます。膨張し終わると新しい被殻(第二図に示した上殻と下殻)の形成が始まります。第五図の左側の細胞は膨張を始めた直後、右側のは膨張が終わろうとしている細胞です。新しい被殻が形成されると再び、盛んに二分裂をくり返し、増えていきました。第六図に大きさを回復させた細胞を示しました。矢印の殻は元の細胞のぬけ殻です。このように、ワイレシーはだいたい七十〜五百µmの範囲で、細胞分裂と増大胞子形成により細胞の大きさを変化させることが明らかとなりました。今後も現場調査や室内実験によりワイレシーの大量発生メカニズムの解明に努めるとともに、明らかになった現象について紹介していきたいと思います。(資源部 長井 敏)



平成6年度全国海難防止強調運動実施計画まとまる



あろうと考える。

運動の趣旨
我が国の周辺海域においては、多数の船舶が海難に遭遇し、船舶及び積み荷が損害を受け、また、多くの死亡・行方不明者が生じている。

平成五年には我が国周辺海域において救助を必要とする海難に遭遇した船舶(以下「要救助船舶」という。)は、千七百九十一隻で、これに伴う死亡・行方不明者数は、二百四人であった。

前年に比べると、要救助船舶は十九隻減少し、死亡・行方不明者は九名減少しており、要救助船舶については、昭和二十六年に海難統計をとりはじめて以来、最低を記録した。

しかしながら、これら海難の原因は、見張り不十分、気象・海象不注意等の運航の過誤、機関取扱い不良、貨物の積載不良等のいわゆる「人為的要因」によるものが依然として海難全体の約七割を占めている状況にある。

これらの海難を減少させるためには、船舶乗組員はもとより、船舶所有者、漁業関

係者、乗組員の家族、海洋レジャー関係者、さらにはこれから海洋レジャーを楽しもうとする者も含め、海難防止の重要性について理解を求め、海難防止思想を高揚させることにより、海難の未然防止を図ることが効果的である。

このため、「海難ゼロへの願い」をスローガンとして官民の関係者がここに一体となって海難防止強調運動を展開し、海運・漁業・レジャー等の海事関係者を始め、広く国民に対し海難防止についての関心を高め、理解を深め、海難防止思想の普及と高揚を図り、もって海難の発生の防止に寄与せんとするものである。

平成六年度の重点事項

「出港前の安全確認」

気象・海象の不注意や機関取扱い不良等の人為的要因による海難は、出港前に気象・海象情報を入力したり、船体・機関の点検等の安全確認を行ってれば、未然に防げるものである。しかしながら、これを怠ったために、貴重な人命や財産が失われてしまふ海難は、依然として跡を絶たない状況にあることから、出港前の安全確認を重点的に訴え、本運動を実施していくものとする。

ポスター図案及びキャッチコピー

重点事項に則した作品を全国から公募し、選考委員会にて選考する。最優秀作品は、全国海難防止強調運動用ポスター図案及び

キャッチコピーとして使用し、海難防止意識の啓発に資する。なお、公募することにより広く国民一般の海難防止に対する関心を高める。

運動期間

平成六年九月十六日から三十日までの十五日間

主催者

(財)日本海難防止協会 (財)海上保安協会
海上保安庁

後援者

運輸省 気象庁 水産庁 (財)日本船舶振興会 (財)日本海事財団

実施事項

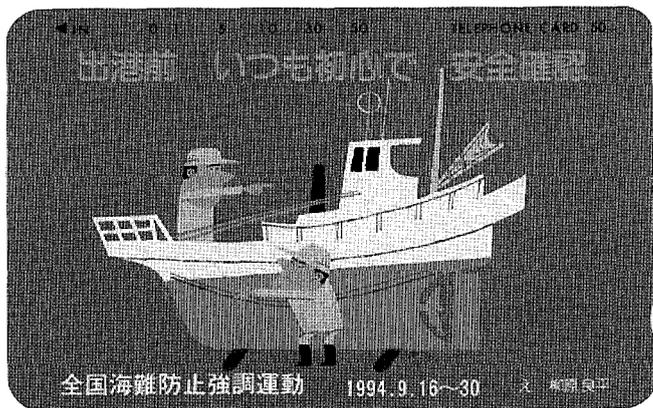
本運動の実施事項は次のとおりとする。

- (1) 広報活動
- (2) 各種行事
- (3) 表彰
- (4) 安全運航に関する指導
- (5) 安全教育

特に、広く国民に海難防止思想の普及及び高揚を訴えることが重要であることから、アピール性のある(1)(2)(3)に重点を置いて実施する。

また、本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項については期間にこだわることなく、実施していくものとする。

“出港前の安全確認” 海難0への願いを込めて “全国海難防止強調運動” の輪を拡げましょう



広報用テレホンカードについて

広報活動の一環としてテレホンカードを作製し、全国から協賛者を募集することになりました。ご希望の方は近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議事務局までお申し込み下さい。

又、各地区で海難防止講習会、事故対策訓練等が開催されます。

詳しくは最寄りの海上保安(監)部にお問い合わせ下さい。

TOPICS

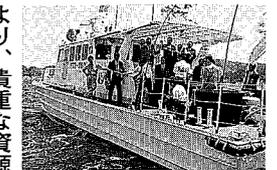
第二十回豊漁祈願祭 マダイ・ヒラメなど 一万五千尾を放流



永遠の豊漁と漁業操業の安全を祈願するため去る七月二十三日、県漁連主催の第二十回豊漁祈願祭が香住町漁業協同組合の協力のもと城崎郡香住町・香住漁港で、貝原県知事を始めとする多数の来賓、県下各地から漁業関係者六百余名の参列をいただき、第二十回豊漁祈願祭を盛大に開催いたしました。同祭は、昭和五十年の神戸市・垂水漁港を皮切りに、今回で第二十回を迎え、この節目となる年に「但馬・理想の都の祭典」、「但馬栽培漁業センター」、「但馬空港」などで大きく変貌しようとしている但馬地区での開催となりました。

行事は、陸上と海上との二部に分かれており、午前十時より香住漁港（西港）内の香住町漁業協同組合、三号上屋に設けられた祭典式場で、金刀比羅神社宮司による陸上神事が厳かに執り行われました。酒部県漁連会長が祭記を述べられた後、貝原県知事を始め、各界来賓の祝辞をいただき、漁業水産関係者一同、豊かで美しく恵のある海を自助努力の傾注で守る決意を新たにいたしました。

次に舞台を海上に移し、県漁業取締り船「はたか」、県漁業調査船「たじま」、県立香住高等学校練習船「しりうす」など、四隻の放魚船に参加者が分乗し、香住



貝原知事放流の様子

漁港沖にて海上神事行われ、マダイ稚魚（体長約3cm）一万尾、ヒラメ稚魚（体長約10cm）四千尾、などを放流したのち、県議会議員中村先生のご発声により、貴重な資源の繁殖を念じ万才三唱が行われました。

漁業を取り巻く情勢は、漁場環境の悪化や資源の減少、また後継者問題など様々な問題に直面し解決しなければならぬ問題が山積んでいます。

このようなかた、漁業者は資源管理と栽培漁業の積極的な取り組みにより、水産資源の保護増殖を推進し、かけがえのない海を守っていかねばなりません。そのためにも放流した稚魚が無事成長することを願います。

一方、陸上ではこれと並行して、地元幼稚

園児（約百名）による岸壁放流など、漁場環境保全の重要性と、水産資源の維持培養についての理解を深める体験学習が行われました。

まず最初に栽培漁業をはじめとする漁業の話をお園児たちに聞いてもらった後、放流を行いました。放流した稚魚は、但馬栽培漁業センターで孵化したヒラメの稚魚（体長約10cm）約千尾など、稚魚を初めて目にする子供たちがほとんどで、自分の手で放流したことを貴重な体験として忘れないでしょう。

その他、会場では一般来場者を対象に同祭の周知及び消費宣伝を図るため、「周知文シール付き焼のり」の配布も行いました。

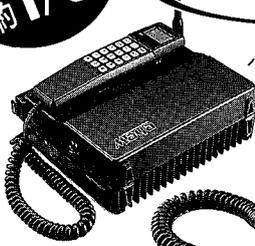
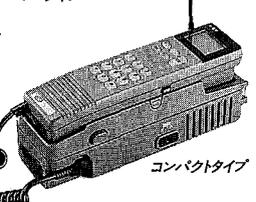
また、当日はサンテレビ「こちら海です」の取材も行われ、この様子は、八月七日放送の「豊かな兵庫の海を願って」で紹介されました。最後になりましたが、兵庫県両海域の漁業操業の安全と豊漁を祈願してやみません。

料金が断然安い!

Marinet

マリネットフォン
Maya

ハイパワータイプ コンパクトタイプ

操業をより安全に! 情報交換をより正確に!
マリネットフォンは多彩な機能で操業をバックアップします。

- 海の110番が利用できます
- グループ通話が可能です
- 無線従事者の配置が不要
- 全国のNTT加入電話と通話ができます

◎ハイパワータイプは、市販のコードレス電話やファクシミリ等と接続できます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

関西マリネット株式会社

本社：神戸市中央区港島中町6丁目9番1 神戸国際交流会館7F 〒650

お問い合わせ・お申し込みは ☎0120-303-245 までお気軽にどうぞ。

漁海況情報

兵庫県立水産試験場

海況

概況 好天が続いて播磨灘表層水温がかなり上昇しており、十五地点平均水温は表層で二十四・〇℃と平年値を二・〇℃上回っている。六月の降水量が昨年の半分程しかなく、塩分の十五地点平均値は、表層で三十一・八〇と平年を〇・八上回っている。

離北部で成層が強まり、底層の溶存酸素量が少なくなっているところがある。小型珪藻スケレトナ等が赤潮となっており、漁業被害をもたらす渦鞭毛藻キムノディニウムも少数ながら発生している。一方離中央部から南部にかけては植物プランクトンが少なく、透明度は非常に高い値を示している。

水温 北部沿岸を除く播磨灘十五地点十m層水温平均値は二十二・〇℃であり、平年値を一・四℃上回っている。また十五地点平均値の表、底層の水温差は三・七℃で先月(二・六℃)に比べ成層が発達している。離最深部では五・三℃と先月同様の値だが、北部では表面水温が非常に高いため、姫路沖の水深十三mの地点では表、底層水温差が五・六℃もあり、局地的に成層が強まっている。

透明度 播磨灘北部沿岸は珪藻赤潮のため低い値となっているが、離中央部から南部にかけては先月に引き続き非常に高い値を示している。十五地点平均値は十mを越しており、離南部の海域では十四m以上の地点も見られる。

プランクトン 播磨灘北部沿岸では小型珪藻のスケレトナやキートセロスが赤潮を形成している。また離北部には少数ではあるが漁業被害をもたらす渦鞭毛藻キムノディニウム・ミキモトイが発生しており、今後の動向に注意する必要がある。

栄養塩 播磨灘表、中層の溶存態窒素および溶存態リン濃度は平年値をかなり下回っているが、底層の窒素、リンおよび表、中、底層の珪酸は平年並の値を示している。

漁況

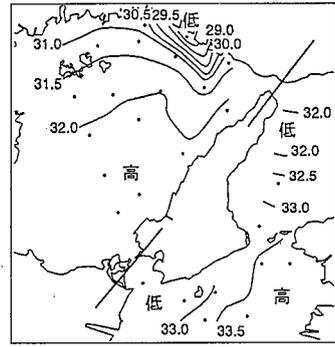
小型底曳網 明石海峡周辺を主漁場とする小型底曳網では、先月に引き続きエビ類が主体でタコがかなり漁獲され始めたが低調である。紀伊水道北部ではエビ類、タイが主体である。

一本釣り・曳き縄釣り 明石海峡及びその周辺域では、タチウオ、サバ、タイが主に漁獲されている。紀伊水道北部ではマアジが主漁獲物となっている。

船曳網 しらす漁は、先月より漁獲は低調となっている。カタクチイワシ卵・稚仔卵は、播磨灘沿岸部、紀伊水道を中心に出現しており平年よりかなり多い。しかし、稚仔は平年より少ない。

海区漁業調整委員会だより

七月二十日
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会
委員協議会を兵庫県民会館で開催
一、第四次沿岸整備計画の概要について
第三次沿岸整備計画に引き続き、新たに平成六年度から実施される第四次沿岸漁業整備計画について水産課から概要を説明し、意見交換を行った。
二、第二十九回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の提出議題について
十一月二十九日から三十日にかけて本県で開催する西日本ブロック会議の提出議題について審議を行い、遊漁問題等、過去の議題を整理して再度提出議題とするという



水温(表層、℃)
塩分(表層)

意見が出された。
次回の委員会で提出議題を決定する。
三、その他
行政手続法の改正に伴う兵庫県漁業調整規則の改正について
行政手続法が昨年十一月に公布され、本年十月から施行が予定されているが、これに伴い、漁業調整規則の改正内容について水産課から説明を行った。

内容としては、「聴聞」という言葉が、行政手続法以外で使用できなくなるため、それにかわる言葉に置きかえるというもので、行政手続法の施行と同時に漁業調整規則が改正できるよう、今後、水産課で作業を進めていく。
南淡町船びき網漁業協議会からの陳情書について
七月四日に南淡町船びき網漁業協議会から水産課に提出された陳情書の内容について、水産課から報告を行った。
大阪湾漁業協会の締結について
六月に開催された大阪湾漁業調整協議会総会で大阪湾漁業協定の前年と同内容で締結された旨、事務局から報告を行った。
次回開催日を八月二十六日に決定した。

七月二十一日
第三百七十六回但馬海区漁業調整委員会及び委員協議会を但馬水産事務所会議室で開催
(委員会議事)
一、べにすわいがいかか漁業の許認可取扱方針について(諮問)
平成六年九月以降の二年間を許可の有効期間とする当該漁業の許認可方針案が具から諮問され、全会一致をもって原案どおり答申すること決定。
なお、当該方針の適用対象漁船は北緯三十七度三十分以南、東経百三十四度以東の兵庫県海面を操業区域とする二十トン未満船のみであり、北緯三十七度三十分以北を操業区域とする二十トン以上船の取扱については大臣承認漁業として水産庁が所管している。
(委員協議会議事)
二、平成六年度全漁調連日本海ブロック会議の提案議題等について(協議)
当海区が持ち回り当番となって来る十月十八日、豊岡市瀬戸「金波楼」で開催される「日本海漁業調整委員会連絡協議会兼全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議」への提案議題について協議の結果、長年にわたって懸案事項となっている「韓国漁船に対する漁業秩序の確立について」を引き続き提案することに決定。
また、事務局より開催準備の進行状況等が報告されると共に、当日に予定の講演に申し講師と演題等を協議。
三、平成七年以降の小型いかつり漁業の許認可取扱方針等について(協議)
継続案件となっている平成七年以降の取扱について具体策を検討。
特に今回は、県からこれまでの委員会における論議や但馬地区沿岸漁業組合連合会の要望事項等を踏まえた取扱方針案が県内船と県外船とに分けてそれぞれ提示されると共に、県外船の陸揚同意に関する基準の素案が提示され、これを叩き台に問題点を更に論議。
その結果、本年十一月の正式諮問・答申を目的に、次回以降も最終の詰めを行っていくことを確認。
なお、今回の県案を基に、事務局から五トン未満船に係る光力等規制に関する委員会指示の改定案案の概念についても提示され、五トン以上漁船に係る取扱い方針案と並行して適当な時期に指示改定案が正式議題に付される予定である。
四、漁業取締船の建造要望の処理について(協議)
前回の委員会で委員から緊急動議があり、要望書を出す方向で申し合わせがなされた但馬地区専属の取締船建造要望につき、その是非及び要望書案を検討の結果、字句を一部修正の上、知事あての正式要望書を出すことを賛成多数で決議。
五、行政手続法の施行に伴う漁業調整規則等の一部改正について(事前協議)
昨年十一月に「処分、行政指導及び届出に関する手続に共通する事項を定めることにより行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資する」とを目的に制定された「行政手続法」が本年十一月一日から施行される予定となったため、それまでに関係法令・規則等の改正手続を済ませる必要が生じ、県においても漁業調整規則等を早急に改正諮問の上、国への申請手続を行いたいとの意向が急遽伝えられたため、議題として緊急提案され、概要報告と併せ、対応を事前協議。次回の委員会で正式諮問がなされ、答申案を審議することになった。



栽培漁業センターです

71



マダイの配布風景

今年の夏の暑さは格別にきびしいようで、栽培漁業センター地先の水温も七月上旬の現在、約二十四℃になりました。

さて、淡路島にある津名事業場では、五月三十日よりクルマエビの種苗生産を行っています。

クルマエビの採卵は、百二十五トンの飼育水槽に網生け簀を張り、その中に抱卵した親エビを収容して行います。卵の直径は〇・二ミリ、一匹の親エビから一回に産卵される卵数は七万个程度。産卵した卵は、翌日にはふ化して、ノープリウス幼生になり、その後脱皮を繰り返して、ゾエア幼生、ミシス幼生と変態して稚エビになります。その間約十日ですが、脱皮回数は計十二回にも上ります。

津名事業場では、第一陣として七月八日に体長十三ミリの稚エビ、百七十六万匹を配布しました。

第二回目の配布は七月下旬頃の予定です。

一方、マダイ種苗生産事業は、七月八日までに平均全長二十四ミリの稚魚、百二十万尾を、淡路、播磨灘沿岸の関係市町に配布して無事終了しました。

本年度は、空梅雨の影響で水温が高かったため、稚魚の成長も良く、例年より五日程早い配布となりました。マダイ稚魚は、配布した各漁協で、放流効果の上がる五センチ位にまで中間育成された後放流されます。

また、今年がガザミの種苗生産も順調で、七月四日までに計三百八十五万匹を配布しました。引き続き飼育している水槽も、七月十八日には配布を行い、本年度の事業を終了します。

(兵裁協 檜 秀隆)

普及員だより

神戸生活改善実行グループの

新たな出発

平成六年六月十五日、神戸市北区の「しあわせの村」において、神戸生活改善実行グループ連絡協議会の発足総会が、各グループ代表八十名出席のもと開催されました。これまで西神戸生活改善実行グループ連絡協議会と、北神戸生活改善実行グループ連絡協議会にわかれていたのですが、二年前から同じ神戸市ではないか、同じ神戸普及所に事務局を置いているのではないかと、何とか一本化してグループ活動の輪を広げたい、交流の機会を増やし、単位グループの活性化を図りたいというグループリーダーの願いが二ヶ年の準備期間を経て、この日を迎えることが出来たのです。

漁家グループは従来通り、セグループ(五十七名)ですが、農家グループは五グループ(五十六名)から十三グループ(百五十五名)に増えました。当日は二十グループから、それぞれグループの「顔」を紹介し合い、さっそく「魚料理を教えてほしい」、「お正月のおいしいものはまかしておいて」、「牛舎のまわりに花を植えたので、花だん苗をわけて」…等々、出会いの楽しさを感じた一日でした。花あり、野菜あり、果物あり、牛乳あり、魚あり、まさに神戸の農業、漁業をささえる専業農漁家女性グループの集いとなりました。今後はグループ員「全員参加の集い」を中心に、ネットワークを整備し、「相互の技術交換」「生活にゆとりとるおいの持てる農漁業の経営安定に女性が参画して行く」こんな活動をしていくことが、全員気持ちを新たにしました。

◆材料・分量◆

小アジ……………5～6匹
豆腐、ひじき……………適量
人参……………20g
えのき……………1袋
しめじ……………1パック
ゆず、かいわれ大根……………各少々

(A) (すり身に入れる調味料)
卵……………1個 小麦粉……………大さじ1
生姜……………1片 砂糖……………小さじ1
塩、山芋、牛乳、化学調味料……………各少々
(B) (野菜のかけ汁)
だし汁……………カップ1 醤油……………大さじ2
生姜汁……………少々 塩……………少々
片栗粉、酒、みりん、化学調味料……………各少々

●小魚と野菜のゆず風味●



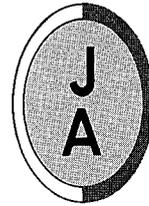
アイデア料理 林 しげ子さん

旬の美味しい話 22

- ◆作り方◆
①ひじきをやわらかくゆでておく。
②豆腐をしぼっておく。
③アジは、頭を落とし三枚におろし、中骨を包丁で三枚におろし、身と一緒にミンチにかけすり身にする。
④②と③に(A)の調味料を入れて混ぜ合わせる。
⑤④とひじきをまぜて型に入れて蒸す。(この時にひじきとすり身は、さっくり混ぜる。混ぜすぎに注意)
⑥野菜は煮えやすいような大きさに切り、(B)の調味料を加えてさっと煮る。野菜が柔らかくなったら水浴き片栗を少々加えてとろみをつける。
⑦蒸しがあがったすり身に⑥をかける。上にかいわれ大根とゆずに刻んだものを飾る。
★好みてかいわれの代わりにねぎを刻んで入れても良い。
◆おいしく仕上げるコツ◆
小麦粉を牛乳で溶き、山芋を入れることによって口あたりがまるやかなる。



兵庫JCC通信
今、JA・生協では



被爆・終戦50周年を来年に控えて
核兵器と戦争のない平和な世界へ
94市民平和行進



五月八日に東京を出発した「94市民平和行進」(県内主催：兵庫県生協連、生協労働組合、宗教者NGO)は、七月七日に兵庫県入りし、十六日に岡山県に引きつぐまでの十日間、炎天下のなかでしたが、無事平和を求めて歩くことができました。
被爆・終戦四十九年目にあたる今年、来年の五十周年を控えて、被爆・戦争体験を語り継ぐ取り組みを強めようと、去年よりも約二千人多い、のべ六千人が県

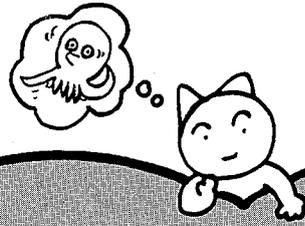
資産管理事業の事例学ぶ
JAのトップ集め研修会

J A兵庫中央会、兵庫県JA資産管理事業協議会は七月八日、県農業会館で「資産管理事業トップ研修会」を開き、県内JAのトップら五十六人が参加しました。
まず、JA兵庫中央会から、県内での資産管理事業の取り組みは、十八JAで専任部署が設置されるなど、事業の推進体制は整備されつつあるが、受託建設を通じた管理受託まで行える体制が望まれているとの情勢報告がなされました。
また、兵庫県都市住宅部から、区画整理は土地所有者自らの参加が必要だが、JAの支援が大切になっている。行政としても、JAと共に手を携えて取り組んでいきたいと、まちづくりに対する行政の考え方が報告されました。
事例紹介では、愛知県のJA東知多の深谷専務が、同JAの地域開発事業の展開構想と題して、まちづくり・資産管理事業への取り組み事



例を紹介。「まちづくりは、組合員の財産管理を狙いとして、共同の土地活用を行うもの。そのためには、区画整理の初期段階から、将来どのようなまにすかを地権者と十分に話し合い、そのイメージしたまちづくりを、JAと地権者が共同して進めなければなりません」と話しました。

内を行進し、沿道を含めると約八千人が参加しました。
参加した生協組合員、生協役員、生協労働組合、宗教者らは、沿道のみならず、チラシやうちわを配り、「核戦争をおこしてはなりません」「被爆者の援護と心をうけつぎましょう」と平和のシュプレヒコールを行ったり、平和を願う歌をうたいながら、元気に明るく行進しました。また、沿道に限らず、家の中から職場からも、手を振ってくださるなど多くの方々に励まされました。立ち寄った自治体すべての長(十四市一町)からメッセージをいただきました。
また、多くの自治体をはじめ、被爆者の会、沿道の方などから、いただいた協賛金(カンパ)合計八二、二〇〇円は、一部を行進費用に充て、残額は生協コープこうべを通じ、原爆病院に寄贈します。



ぬらりくらりと掴みどころが無いが良く見りゃ愉快な愛敬者。瀬戸内の旬は夏場であり。明石タコで知られたタコに関する雑々ばなし。

タコの仲間

世界中に約百五十種ほど。日本近海では北日本にミスダコ、西日本にイイダコ、東北地方から南へとマダコがよく知られる。普通にタコと言えば最も味の良いマダコを言う。美味な夏のタコを「麦焼蛸」と呼び珍重する。

タコの好物

エビ／カニ／アサリ／ハマグリ／アワ

ビ。特に貝類を好み、固い貝殻も軽々と引き開けて食べる。反対に苦手は洪水で、真水と寒さには極めて弱い。寒くなると暖かいところを探し回る。通常は穴住まいできれいな好き。タコ壺漁はこの習性をうまく利用している。

デビルフィッシュ

タコは魚に非ず軟体動物の頭足類に属す。西欧人、特にキリスト教徒は『悪魔の魚』として食べない。旧訳聖書の一節に「ヒレとウロコの無い魚は忌むべし」とある事によるらしい。回教徒もコーランに食用を禁じている。日本以外にタコを食べる民族はイタリヤ／スペインなど地中海沿岸と中国やポリネシアの人々。

海の忍者

皮膚細胞の中の色素を集めたり拡げたりして、周囲の色に合わせて七変化する。敵に襲われると墨汁を吐いて煙幕を張り、見事な水トンの術を心得ている。

タコの共食い

強いタコが弱いタコを食うことから、仲間同士で互いに相手を倒そうとすることを例えている。選挙で公認洩れ候補者が公認の者と票を争うことなど。同類で食い合う弱肉強食の世界。

タコの足

どれが足やら手やら。八腕目と言うからすべて腕か。タコは自らの足を食う所から利益のない会社の配当を「タコ配」と称す。鳥羽で四十五本の奇形のタコが獲れたが、何かの刺激を受けて突然変異したものという。

海藤花(カイトウゲ)

マダコの卵。その形はフジの花に似て房状になり美しい。一房に約四〇〇〇個の米粒大の卵がつく。産卵は九月十月が最も多い。吸いものの椀ダネにする時は、薄皮を取りさつと湯通しをする。珍味。

タコ焼き

玉子焼きにタコを入れるタコ焼きは明石がルーツという。ふっくらと焼きあがったのをダシ汁に浸けて食べる。舌先にとろける柔らかさとプリツとしたタコの歯ごたえが嬉しい。大阪名物のタコ焼きは小麦粉が主体。タコを入れるアイデアは明石の玉子焼きからという。

松尾芭蕉

明石の人丸神社境内には、芭蕉が明石で詠んだ蛸壺の句碑がある。「蛸壺やはかなき夢を夏の月」

躍動する海
活動する

神鋼魚礁

鋼製

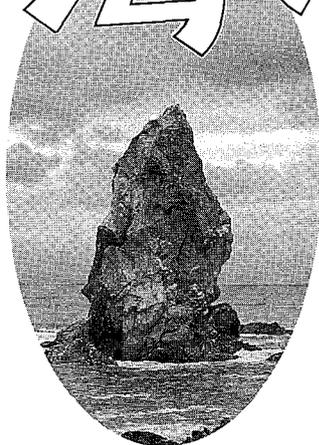
神戸製鋼グループの魚礁メーカー

神鋼建材工業株式会社

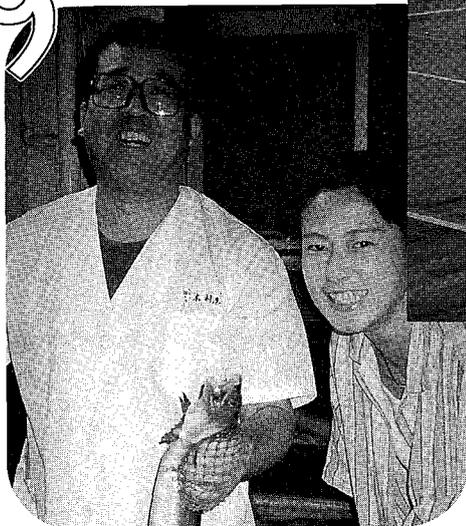
本社 〒660 兵庫県尼崎市丸島町46番地
TEL (06)418-3797 FAX (06)418-2423

●サンテレビの

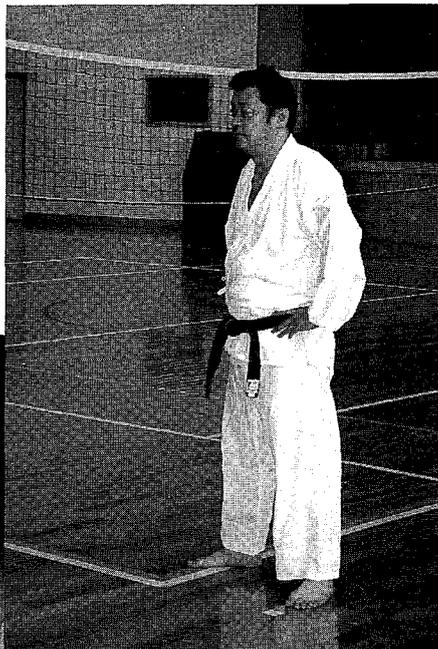
あちこち海です



兵庫県の最南端
沼島の立神岩



会長の木村一さんと
ハモとりライター



ボランティアで地元の
小中学生に空手を教えて
いる副会長のはぶ荘
齊藤 聡さん

'94. 7月24日放送
(第878回)

ロケだより

灘・沼島 観光ふるさと会の 五人衆

～兵庫県・南淡町より～

南淡路：南淡町の灘・離島の沼島は、西は鳴門海峡を隔てて四国を望み、南は紀淡海峡を経て太平洋に連なる、兵庫県のもっとも南の地域です。

全国的に農漁村の過疎化・高齢化は、後継者不足や生産性の低下をもたらし、他地域との生産力の競争に遅れを取ると言う問題も出てきています。

南淡路の灘・沼島地域も、過疎化の問題は例外ではありません。そこで、淡路島の最高峰・諭鶴羽山の南斜面に位置し、自然の宝庫でもあるこの地域を活性化しようと『灘・沼島観光ふるさと会』が結成されたのは、平成元年のことです。沼島で木村屋旅館を経営する、木村一さん(平成六年度の会長)、灘で味覚の宿を経営する齊藤聡さん、同じく灘の料理旅館のご主人、おれんじ荘の丸本一さん、あびす屋の江本豊隆さん、それに淡路モンキーセンターの延原利和さんの五人衆がそのメンバーです。

『灘・沼島観光ふるさと会』会長は毎年持ち回りで担当し、五人の年会費を運動の母体として運営しています。

南淡路と言えば魚もとびきり美味しい所。その中でも、初夏から夏の『鱧』は、この南淡路ならではの感があります。『灘・沼島観光ふるさと会』は、この『鱧』を中心に活性化に取り組んできました。

一番大きなイベントが『元祖 鱧まつり』です。この『鱧まつり』は、例年五月から八月末までの期間とし、鱧を会員の宿で食べた方にはスピードく

じを発行。鮮魚の詰め合せや、手づくりの干物、はもかまぼこ、みかんや枇杷...と空クジなしの商品があたります。そしてハモへの感謝と慰霊の気持ちで『鱧の供養祭』を毎年沼島で行っています。

ふるさと会の発案で作られた、ハモのカマボコ『はもっこ』も南淡路のお土産品として人気を呼んでいます。この『はもっこ』は南淡町の沖フーズさんのご協力で、ハモの身を沢山使用、魚肉だけで作った蒲鉾です。切っても切っても...金太郎アメのように『はも』の二文字がでてくる蒲鉾です。梅肉がちゃんとついているのも中々のものです。待っているだけでなく、自分たちで仕掛けながら自分達の住んでいるところを考えたい。地元の方々のパイプ役にも利用してほしい。『灘・沼島観光ふるさと会』の五人衆は、敬老の日には地元の敬老会にジュースを送ったり、県道の沿線に水仙の球根を植えたりと、地道な活動を展開しています。

平成五年度から始めた、灘の水仙の見頃に合わせた一月の『青空市』も中々好評。年が明けると水仙のいい香りが町をつむ南淡路、水仙が香り、伝統の菊の栽培、やがて枇杷が実り...その頃から美味しくなる鱧：『灘・沼島観光ふるさと会』のメンバーはこの恵まれた自然を相手に、色々アイデア溢れるイベントを展開。一人でも多くの人に食べて頂きたいと頑張っています。それにしても鱧は美味しかった!!

1994年 8月10日発行 通巻 454号
昭和32年10月18日 第3種郵便物認可
発行人 兵庫県漁業協同組合連合会
発行所 兵庫県漁業協同組合連合会 (財)兵庫県水産振興基金
〒652 神戸市兵庫区中之島2-2-1 FAX 652-3424 定価80円(本体78円)